

# 香取市産婦人科施設開設者募集要領

## I 募集概要

### 1 趣旨

香取市では、市内の全ての妊婦が市外の医療機関で出産している現状の早期改善と、出産から子育てまで安心して生活することができる連続した地域医療体制を構築するため、分娩等の業務を行うことができる産婦人科若しくは産科の診療科を設けた有床の診療所又は助産所（以下「産婦人科施設」という。）を市内の指定区域に開設する者（以下「事業者」という。）を、広く募集する。

なお、より優れた企画・提案能力を有する事業者を採用することを目的とし、公募型プロポーザル方式を実施する。

### 2 指定区域（事業用地）の概要

項目	内容
所在地	香取市佐原字粉名口口2127番1、口2127番3の土地を含む区域 ※測量後に確定地番を提示する。
面積及び地目	2,200㎡程度、宅地 ※地番確定時に正確な面積は提示する。
都市計画区域	第一種住居地域
建ぺい率・容積率	60%・200%
接面道路の状況	東側：主要地方道水戸銚田佐原線（幅員：車道10m、歩道2.5m） 北側：市道1147号線（幅員：車道6m）
各種建築制限	別紙1 事業用地にかかる都市計画図 参考資料 香取市建築制限等の一覧
交通アクセス	鉄 道：JR 成田線佐原駅から約1.2km 自動車：東関東自動車道 佐原香取ICより約5.1km（約10分） 大栄ICより約11km（約18分） 首都圏中央連絡自動車道 神崎ICより約13km（約20分）
所在位置図	別紙2 所在位置図

### 3 産婦人科施設の開設に対する奨励等の措置

今般の産婦人科施設の誘致にあたり、事業者が香取市産婦人科施設誘致条例（令和3年香取市条例第23号。以下「誘致条例」という。）第3条に基づく開設者の指定を受け、業務を開始したときは、以下の奨励等の措置を講ずる。

- (1) 開設用地の貸与 無償貸与 30年間
- (2) 立地奨励金の交付 固定資産税相当額（建物・償却資産） 10年間

- (3) 施設整備奨励金の交付 施設の整備に直接必要な経費の5分の1以内の額  
(5,000万円を上限)
- (4) 地盤対策奨励金の交付 地盤対策に要した経費(1,000万円を上限)

#### 4 提案参加資格

事業を提案できる事業者は次の要件を満たす者とする。

- (1) 本募集要領に基づき提案した施設整備及び運営について、適切に実施できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる(暴力団の利益となる活動を行うことを含む。)者に該当しないこと。
- (5) 国税、地方税の滞納がないこと。

#### 5 提案に関する条件

##### (1) 産婦人科施設開設の条件

- ① 産婦人科施設は、有床の診療所であって、産婦人科若しくは産科の診療科を設け、かつ、分娩を取り扱うもの又は分娩を取り扱う助産所であること。
- ② 建設工事に当たっては、関係法令を遵守するとともに、市の都市計画、道路、上下水道部門等と協議し進めること。
- ③ 事業者は、令和5年5月末までに産婦人科施設を開設すること。
- ④ 事業者は、開設後10年以上の期間、事業を継続すること。

##### (2) 土地の貸付条件

- ① 事業用地の使用に当たっては、原則として事業用定期借地契約を締結するものとし、事業用定期借地権の設定のための公正証書の作成及びその費用、登記費用等は、事業者の負担とする。
- ② 契約の期間は、原則30年とし、選定された事業者と市において協議し、決定する。
- ③ 契約の契約期間満了後、本市との合意がある場合は、新たな契約を締結する。
- ④ 土地の貸付料は、誘致条例第3条に基づく開設者の指定を受けたときは、30年間無償とする。
- ⑤ 契約期間中は、産婦人科施設の業務を主とした使用に限定し、建築物の所有権及び事業の譲渡、その他権利の設定、移転等を行う場合、事前に市の承諾を得るものとする。
- ⑥ 市は、事業者著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、事業者としての資格を取り消すことができるものとする。

- ⑦ 事業用地は、現状有姿での貸付けとし、事業用地を返還する場合は、借受けた時の状態に復元して返還するものとする。

## II 募集等の実施

### 1 スケジュール

主な手続きの流れは下表のとおり。

区 分	項 目	日 程
(1)募集要領等の公表・配布		令和3年10月 4日(月) から
(2)質問の受け付け	質問書受付期間	令和3年10月 4日(月) から 令和3年10月15日(金) まで
(3)質問への回答	回答の公表	令和3年10月25日(月)
(4)現地見学 (希望する場合)	事業用地の現地見学	令和3年10月 8日(金) から 令和3年10月15日(金) まで ※見学申込の締切は10/8
(5)企画提案書	企画提案書受付期間	令和3年11月 1日(月) から 令和3年11月12日(金) まで
(6)審査	審査員による内容審査	令和3年11月29日(月)
(7)選考結果の通知		令和3年12月上旬
(8)協定	基本協定の締結	令和3年12月下旬(予定)

※スケジュールは、都合により変更する場合がある。

### 2 募集要領等の公表・配布

市ホームページ (<http://www.city.katori.lg.jp>) に掲載している様式・データ等をダウンロードすることで配布に代える。

### 3 提案の手順

提案を行う事業者は、次の手順により必要書類を添えて提出すること。

#### (1) 質問書の提出及び回答

質問については、以下のとおりとする。ただし、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び提案に関する留意事項の内容に限るものとし、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

- ①提出書類 質問書(様式1)
- ②提出期限 令和3年10月15日(金) 午後5時15分
- ③提出先 事務局：香取市福祉健康部健康づくり課地域医療推進室

④提出方法 電子メール ([iryu@city.katori.lg.jp](mailto:iryu@city.katori.lg.jp))

なお、電子メールの件名は「～に対する質問（事業者名）」とすること。電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

⑤回答日等 令和3年10月25日（月）に市ホームページへ掲載

## （2）現地見学（希望する場合）

希望する事業者に対し、事業用地の現地見学を実施する。現地見学を希望する場合は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

①見学期間 令和3年10月8日（金）から令和3年10月15日（金）まで  
午前9時から午後4時の間（※土・日曜日を除く。）

②提出書類 現地見学参加申込書（様式2）

③申込期限 令和3年10月8日（金）午後5時15分

④提出先 事務局：香取市福祉健康部健康づくり課地域医療推進室

⑤提出方法 電子メール ([iryu@city.katori.lg.jp](mailto:iryu@city.katori.lg.jp))

電子メールの件名は「現地見学参加申込（事業者名）」とすること。電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

## （3）企画提案書の提出

企画提案書は、以下に示す書類を提出すること。特に指定のない場合は、使用する用紙サイズは原則としてA4又はA3（図面）で片面印刷とすること。

なお、所定の様式は市ホームページからダウンロードすること。

### ①提出書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 事業者情報（様式4）

《添付書類》

- ・法人の場合は、定款又は寄付行為、履歴事項全部証明書
- ・個人の場合は、申請者である医師の医師免許証の写し及び履歴書
- ・納税証明書（国・県・市）直近2年分
- ・決算書類（損益計算書、貸借対照表など）直近3年分
- ・パンフレット等を作成している場合は最新のもの

ウ 基本姿勢書（様式5）

- ・本市に産婦人科施設を開設することに対しての基本的な姿勢及び方針を記載すること。

エ 施設整備計画（様式6）

- ・施設の外觀イメージがわかる資料を添付すること。
- ・建物の構造・階層等について、具体的に記載すること。
- ・事業用地の活用方法、平面計画等がわかるような全体平面図等の資料を添付すること。
- ・施設規模、病床数、病室の広さ・設備、駐車場台数などの施設の概要を記載すること。
- ・施設内部の概要がわかる各階平面図等を添付すること。

- ・事業者として選定された後の事業スケジュール（建設準備から開設まで）について記載すること。

- ・施設整備にかかる資金計画について記載すること。

オ 事業収支計画（様式7）

- ・開設後の運営事業（2年間）の事業収支について記載すること。

- ・分娩にかかる料金体系について記載すること。

カ 事業展望（様式8）

- ・本市における将来に対する事業展望について記載すること。

- ・事業者のアピールポイントや優位性等について、記載すること。

- ・業務内容以外のものについて、特記事項があれば、必要に応じ記載すること。

キ 提出書類確認表（様式9）

②製本方法

提出書類は、アからキの順番に簡易なA4ファイルに綴じて提出すること。なお、ファイルの表紙及び背表紙には題名「香取市産婦人科施設誘致事業企画提案書」及び事業者名を記載すること。

③提出期限 令和3年11月12日（金）午後5時15分（必着）

④提出先 事務局：香取市福祉健康部健康づくり課地域医療推進室

⑤提出部数 10部

（押印が必要なものについては、正本1部のみ押印。残りの9部は複写可とする。）

⑥提出方法 持参又は郵送

※ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限必着とし、到着が確認できるよう対応すること。

⑦留意事項

ア 企画提案書の提出後は、書類に記載される内容の追加および変更は認めない。ただし、市が必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

イ 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

エ 提出された企画提案書等は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、保存等を行うものとする。

（4）辞退

企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和3年11月19日（金）午後5時15分までに、事務局に持参又は郵送すること。郵送の場合は、提出期限必着とし、到着が確認できるよう対応すること。

（5）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①当要領 I の 4 「提案参加資格」 の条件に違反した場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
- ④その他、香取市産婦人科施設開設者選定審査会が不相当と認める場合

### Ⅲ 開設者の決定及び公表

#### 1 審査、選定及び決定方法

##### (1) 審査方法

市は本事業に関する提案内容を総合的に審査するため、香取市産婦人科施設開設者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置し、公募型プロポーザル方式により令和3年11月29日（月）に審査する。

ただし、新型コロナウイルス感染防止の観点から、感染リスクの高まる会議室等でのプレゼンテーションは実施せず、書類審査のみとする。

審査は、次の（2）に掲げる審査基準に基づき行い、選定審査会委員1人あたりの評価点の合計を100点満点として評価する。

なお、提案者が1事業者であった場合でも、審査を行うものとする。

##### (2) 審査基準

審査項目		審査内容
業務遂行能力	業務実績	●産婦人科施設の継続的、安定的な運営が可能な経験や実績、対応性
	財政基盤	●施設整備及び運営資金の確実性
提案内容	開設に対する基本的な姿勢	●本市に開設する上での理念
		●本市の地域性を踏まえた運営方針
		●施設の特徴
		●運営体制と職員配置
	施設整備	●施設規模と機能及び工事手法の設定理由
		●施設整備にかかる総事業費と資金調達計画
事業計画	●事業スケジュール（事業者への選定後の施設建設から開設まで）	

		●開設後の運営にかかる事業収支計画
	事業展望	●患者の安全性を踏まえた質の高いサービスへの提案
		●地域の医療関係団体との連携や緊急時連携体制
		●働きやすい職場環境づくり
		●市の各種事業との連携
		●アピールポイントなど

### (3) 選定方法

審査の結果、最高得点を得た事業者を開設者として選定する。なお、選定する開設者は合計点数の平均が60点を超えるものとする。

審査結果については、すべての応募者に電子メールで通知する。なお、選定の理由、経過など評価内容に対する問い合わせには応じないものとする。

### (4) 開設者の決定・公表

選定審査会の審査結果を受け、開設者を決定する。なお、開設者に対しては決定の旨を速やかに文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。

### (5) 協定の締結

提案書記載内容の確実な実施に加え、産婦人科施設を開設し、将来にわたって運営を行うために必要な事項について、開設者の決定を受けた事業者と市との間で協議を行い、合意に達した場合には、速やかに協定を締結する。

## IV その他

### 1 情報の提供

本募集要領に定めるもののほか、募集に関して必要な事項が生じた場合は、市ホームページに掲載して情報を提供することとする。ただし、企画提案書提出期限後においては、当該企画提案書を提出した者に情報を提供する。

### 2 添付資料

別紙1 事業用地にかかる都市計画図

参考資料 香取市建築制限等の一覧

別紙2 所在位置図

### 3 問い合わせ及び書類提出先

〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2127 番地（香取市役所 1 階）

事務局：香取市福祉健康部健康づくり課地域医療推進室 担当：菅澤・玉井

電話：0478-79-8870（直通）

FAX：0478-79-8871

電子メール：[iryoud@city.katori.lg.jp](mailto:iryoud@city.katori.lg.jp)

※市役所開庁時間は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで